

随意契約理由書

本工事は、令和6年10月に発見された河床洗堀により生じた護岸崩壊に伴う応急対策工事を実施するものである。

当該区間は、護床ブロックより河床が著しく低下し、護岸全体が崩壊の恐れがあるため、次期出水期までに早急な復旧が求められている。

これらのことから、緊急に契約を締結する必要があり、競争入札に付しては、この目的を達成できないため、地方自治法施行令第**167**条の2第1項第5号による随意契約としたい。

復旧工事を短期間で迅速かつ的確に行う能力を有している必要があり、修理、修繕、その他の対応で、直ちに機能の回復又は危険物の除去等の対応を行わなければ安全性や業務に支障をきたすものに該当することから、大阪府財務規則第62条及び同運用62条関係2(10)に基づき、比較見積もりを省略し、二級河川大津川外 河川施設維持修繕工事(単価契約)において、現在施工しております、すぐに現場着手が可能な有限会社ショウワメンテナンスに本工事の発注を行うものである。